

## バルーフ株式会社の標準ソフトウェア無償使用許諾規約

2021年12月

### 1. 一般情報 - 範囲

- 1.1 本ソフトウェア規約は、バルーフ株式会社（以下「**バルーフ**」といいます。）がおお客様（以下「**お客様**」といいます。）に標準ソフトウェアを無償で使用許諾する場合に適用されます。その他の種類のソフトウェアライセンス及び法的取引には、別の利用規約が適用されます。
- 1.2 標準ソフトウェアの無償での使用許諾をするための本ソフトウェア規約（以下「**本ソフトウェア規約**」といいます。）の対象事項には、以下のものは含まれません：(a)標準ソフトウェアの有償での使用許諾、(b)お客様の敷地内でのソフトウェアのインストール、(c)お客様の要求に応じたソフトウェアの可変パラメータの個別設定（カスタマイズ）、(d)お客様のためのプログラムの個別拡張、(e)お客様のニーズに応じたソフトウェアインターフェースの適合、(f)お客様の利用者に対するトレーニング、(g)ソフトウェアのアップデート。このリストは完全なものではありません。
- 1.3 本ソフトウェア規約は排他的に適用されます。バルーフは、矛盾する条件や本ソフトウェア規約を逸脱する条件及び本ソフトウェア規約に規定されていないお客様側の条件については、バルーフが書面で明示的にこれらが有効であることに同意した場合を除き、認めません。
- 1.4 標準ソフトウェアの使用許諾に関連してバルーフとお客様の間で交わされたすべての合意は、本ソフトウェア規約及び各個別契約書に記載されます。
- 1.5 本ソフトウェア規約は、日本の消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項にいう事業者にのみ適用されません。

### 2. 契約の対象事項 - オープンソースのソフトウェア

- 2.1 本ソフトウェア規約の対象事項は、使用許諾書に記載されているバルーフの標準ソフトウェア（以下「**契約ソフトウェア**」といいます。）の使用を無償で許諾することです。契約ソフトウェアの完全な説明は使用許諾書に記載されており、使用許諾書は契約締結前に又は契約締結に関連して、お客様の要求に応じて又はお客様の要求がない場合でもお客様に提供されます。
- 2.2 「**使用許諾書**」は、部品番号コード又は材料番号、製品データシート並びにインストールガイド/操作説明書で構成されています。
- 2.3 契約ソフトウェアは、実行可能なプログラムコードで構成されています。ソースコードは契約の対象ではありません。
- 2.4 契約ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア及びロイヤリティフリーで許諾されている第三者のソフトウェア（以下「**OSソフトウェア**」といいます。）が含まれることがあります。OSソフトウェアの一覧及び適用されるOSソフトウェアの使用許諾条件は、契約締結前に、又は、遅くとも契約ソフトウェアの納品時に、お客様の要求によりお客様に提供されるものとします。
- 2.5 OSソフトウェアではない第三者プロバイダーのソフトウェア製品が契約ソフトウェアとともに提供されている場合、これらは契約ソフトウェアと組み合わせることでのみ使用することができます。ここでは特別な使用条件が適用される場合があり、その場合は使用条件を適切な形でお客様にお知らせします。
- 2.6 バルーフは契約ソフトウェアを不正使用から保護する権利を有します。お客様は、そのような契約ソフトウェアを保護する手段を削除したり、迂回したりすることはできません。

### 3. 契約ソフトウェアの納品 - バージョン

- 3.1 別段の取り決めがない限り、バルーフは納品時点の現行バージョンの契約ソフトウェアをお客様に提供します。
- 3.2 別段の定めがある場合を除き、契約ソフトウェアはバルーフの裁量により、データキャリア上で、又は、契約ソフトウェアをダウンロードとして提供し、ダウンロードに必要な情報を送付することにより納品されます。

### 4. 使用权 - バックアップコピー

- 4.1 バルーフは、お客様に対し、非独占的に (a)期限付きのライセンス、又は、(b)契約ソフトウェア及び使用許諾書を使用する永続的ライセンスのいずれかを付与します。この違いは、使用許諾書に記載されています。関連情報が使用許諾書に含まれていない場合、ライセンスに期限はありませんが、終了となることがあります（第9.1条及び第9.2条参照）。
- 4.2 ライセンスは、契約ソフトウェアの納品をもって発効します。
- 4.3 お客様は、ライセンスの開始時に、使用許諾書及び本ソフトウェア規約の規定に従い、契約ソフトウェア及び使用許諾書を使用する非独占的な権利を取得します。この使用权をサブライセンスすることはできません。
- 4.4 契約ソフトウェア及び使用許諾書の許可された使用には、契約ソフトウェアのインストール、ワーキングメモリへのロード、表示及び実行のほか、お客様が事業目的のために契約ソフトウェアを意図された形で使用することも含まれます。

- 4.5 契約ソフトウェア及び使用許諾書の使用は、合意された仕向国でのみ許可されます。別段の合意がない限り、これはお客様の登記された事務所のある国です。  
お客様は、契約ソフトウェアの契約上の使用に必要な範囲でのみ、契約ソフトウェア及び使用許諾書のコピーを作成することができます。
- 4.6 本ソフトウェア規約における「バックアップコピー」とは、オリジナルのソフトウェアが破損又は誤って削除された場合のために作成される契約ソフトウェアのコピーをいいます。  
お客様は、技術上の一般的な規則に従って、必要な範囲で契約ソフトウェアのバックアップコピーを作成することができます。バックアップコピーには、その旨を表示し、原本ソフトウェアの著作権表示を付さなければなりません。  
バックアップコピーの使用は、バルーフが最初に提供した契約ソフトウェアのコピーが劣化又は紛失した場合にのみ許可されます。  
お客様は、バックアップコピーの使用に関して、本ソフトウェア規約を遵守するものとします。
- 4.7 バルーフの事前の書面による同意なしに、お客様が契約ソフトウェア及び使用許諾書を販売したり、第三者に譲渡したり、第三者が使用できるようにしたりすること（レンタル、リース、貸与、サブライセンスを含みます。）は一般的に禁止されています。
- 4.8 お客様は、著作権法（昭和45年法律第48号）第20条第2項第3号、第47条の3及び第47条の4の規定により明示的に許容される範囲を除き、契約ソフトウェア又はその一部の編集、変更、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルをしたり、その他の方法による契約ソフトウェアの修正をしたり、契約ソフトウェアの二次的著作物を作成したりしてはなりません。
- 4.9 セキュリティ上の抜け穴を塞いだり、エラーを修正したり、機能を追加したりするソフトウェアやファイルの更新版は、本ソフトウェア規約でいう「パッチ」とみなされます。小規模なプログラム改良や新しいあるいは修正された基本機能を含む契約ソフトウェアの新しいバージョンは、本ソフトウェア規約にいう「アップデート」といいます。本ソフトウェア規約に定義される「アップグレード」とは、機能の大幅な拡張を伴う契約ソフトウェアの上位バージョンへの変更を指します。  
バルーフが自発的にお客様にパッチ又はバグ修正、アップデート又はアップグレードを提供する場合、別段の合意がない限り、これらも本ソフトウェア規約の対象となります。  
バルーフはお客様にパッチやバグ修正、アップデートやアップグレードを提供する義務はありません。
- 4.10 明示的に許諾されていない契約ソフトウェア及び使用許諾書に関するその他のすべての権利、特に契約ソフトウェアの商標権、営業秘密、ノウハウ、その他の知的財産権に関するすべての権利はバルーフに帰属するものとします。  
契約ソフトウェア及び使用許諾書の表示、特に著作権表示、ブランド、シリアル番号、又はこれらに類するものを削除、変更又は偽装することはできません。
- 5. ライセンス料**  
バルーフは、お客様に対し、契約ソフトウェアを無償で提供します。
- 6. お客様の協力義務**
- 6.1 お客様は、契約ソフトウェアを使用する前に、バルーフの各指示に従って登録を行うものとします。
- 6.2 お客様は、契約ソフトウェアがその目的に適していることを確保することに単独で責任を負います。疑義がある場合には、お客様は契約締結前に第三者の専門家に助言を求めるものとします。
- 6.3 お客様は、ハードウェア及びソフトウェア環境が契約ソフトウェアのシステム要件を満たしていることを確保することに単独で責任を負います。疑義がある場合には、お客様は契約締結前に第三者の専門家に助言を求めるものとします。
- 6.4 契約ソフトウェアのインストールはお客様が責任を負います。お客様の要請により、バルーフは必要に応じて、別途合意した料金でインストールを行うことができます。
- 6.5 契約ソフトウェアを使用する際、お客様は必要な注意を払う義務があります。
- 6.6 お客様は、契約ソフトウェアの操作についてバルーフの指示を守るものとします。
- 6.7 お客様は、適切な手段を講じることにより、権限のない第三者によるアクセスから契約ソフトウェアを保護し、特に契約ソフトウェアのすべてのコピーを保護された場所に安全に保管する義務があります。
- 6.8 お客様は、契約ソフトウェアが完全に又は部分的に動作しない場合、適切な予防措置を講じる義務があります（例：毎日のデータバックアップ）。
- 6.9 お客様は、契約ソフトウェアに不適合やエラーが発生した場合、直ちにテキスト形式でバルーフに通知するものとします。
- 6.10 バルーフが自発的に契約ソフトウェアのパッチ若しくはバグ修正、アップデート又はアップグレードをお客様に提供した場合、お客様はそれらをインストールして使用するものとします。
- 7. 不適合責任**
- 7.1 契約ソフトウェアが無償でお客様に提供された後、バルーフが故意若しくは重大な過失により義務に違反した場合又はバルーフが詐欺的行為をした場合を除き、重大な不適合や権原の不適合に関するバルーフの責任は免除されるものとします。
- 7.2 契約ソフトウェアの特性は、使用許諾書に排他的かつ決定的に定められています。  
使用許諾書に記載されている情報は、保証ではなく性能仕様としてのみ捉えられるべきものです。

## 8. 責任

- 8.1 契約ソフトウェアが無償でお客様に提供された後、バルーフは、故意又は重大な過失がある場合に限り、契約ソフトウェアの不適合又はその他の契約上若しくは非契約上の義務に対する違反による損害について責任を負います。前述の責任制限は、詐欺的意図、生命、身体若しくは健康に対する侵害、保証の負担又は製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく責任の場合には適用されないものとします。
- 8.2 本ソフトウェア規約に逸脱した規定が明示的に記載されている場合を除き、バルーフはさらなる責任を負わないものとします。
- 8.3 お客様の側に寄与する過失があった場合は、それを考慮するものとします。
- 8.4 上記の責任制限は、バルーフの従業員、代表者ないし機関の個人的責任及びバルーフのすべての代理人にも適用されません。

## 9. 契約期間 – 取消 – 解除 – 使用権の失効 – 返品

- 9.1 使用許諾書に別段の記載がない限り、契約ソフトウェアの使用許諾は永続的なものになります。
- 9.2 使用許諾書に別段の記載がない限り、契約は、いずれかの当事者が解約通知をすることで、通知から1か月後の月末に終了させることができます。
- 9.3 バルーフは、正当な理由があれば、いつでも、通知期間を遵守することなく、使用権を取り消し又は解除する権利を有するものとします。このようなやむを得ない理由の1つとして、お客様が契約ソフトウェアを本ソフトウェア規約に基づいて許可された範囲外で使用した場合が挙げられます。バルーフは、損害賠償を請求する権利を有します。法定の権利及び請求は影響を受けないものとします。
- 9.4 解除及び取消は書面で行わなければなりません。
- 9.5 使用許諾された契約ソフトウェア及び使用許諾書に関するお客様の使用権は、(a)理由を問わず契約が終了した場合、又は(b)代替品の納品、アップデート及びアップグレードの場合には終了します。(b)の場合、本ソフトウェア規約は代替品の納品、アップデート及びアップグレードに適用されます。
- 9.6 お客様の使用権が終了した場合、お客様はすべてのデータキャリア、バックアップコピーを含む契約ソフトウェアのコピー及び使用許諾書を削除又は破棄するものとします。お客様は、バルーフから求められることがなくてもバルーフに対して書面でその旨確認するものとします。

## 10. 機密保持

- 10.1 ソースコードを含む契約ソフトウェア（オープンソースソフトウェアの構成要素を除きます。）、使用許諾書及びその他の資料のうち、バルーフが「機密」と表示したもの又はその他の方法で機密とみなされるものは、本ソフトウェア規約に従い「機密情報」とみなされます。
- 10.2 お客様は、本ソフトウェア規約に従いお客様に付与された権利を行使するために必要な場合を除き、機密情報を厳重に取り扱い、第三者にアクセスさせないことを約束します。
- 10.3 機密情報を保護するために、お客様は、自らの機密情報と同程度の注意（ただし、合理的な程度を下回らないものとします。）を適用するものとします。
- 10.4 本条に基づく機密保持義務は、以下の情報には適用されないものとします。
  - a) お客様に通知された時点で、既に公知であったか、公衆に知られていたか、又は既知の技術であったもの。
  - b) 開示された時点で既にお客様に知られていたもの。
  - c) お客様に過失がないにもかかわらず、その後、公知になり、公衆に知られ、又は既知の技術になったもの。
  - d) 承認された第三者によってお客様に開示された、又はアクセス可能となったもの。
  - e) お客様が第三者に譲渡、開示、又はアクセスできるようにすることについて、バルーフが事前に書面で同意したものの。上記の意味での例外の存在を証明する責任は、お客様にあります。

## 11. 輸出規制

- 11.1 当事者は、契約ソフトウェアが輸出入規制の対象となる可能性があることを認識しています。特に、ライセンス要求がある場合や、契約ソフトウェア又は関連技術の海外での使用が制限される場合があります。お客様は、ドイツ連邦共和国、欧州連合、日本及び米国の該当する輸出入規制、並びに、その他の関連規制を遵守するものとします。バルーフによる契約の履行は、国内及び国際的な輸出入法の規制、並びに、その他の法的規制により、その履行が阻害されないことを条件とします。
- 11.2 お客様は、バルーフの事前の書面による同意なしに使用権許諾の検査又は追加の公的許可のために契約ソフトウェアを政府機関に譲渡しないこと、並びに、対応する輸出法により輸出禁止が適用される国、自然人又は法人に契約ソフトウェアを輸出しないことを約束します。また、お客様には、お客様の登録事務所が所在する国並びにお客様及びその関連会社による契約ソフトウェアの使用に関連するその他の国で適用されるすべての法的規制を遵守する責任があります。

## 12. 履行地 – 管轄 – 適用法

- 12.1 バルーフの登記された事務所が、本ソフトウェア規約に基づくすべての権利及び義務についての両当事者の履行地とみなされます。
- 12.2 本ソフトウェア規約に関連するすべての紛争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意します。
- 12.3 本契約関係は、抵触法の規定を除き、日本国の法律に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用は排除されます。

バルーフ株式会社  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 9 番 8 号  
茅場町第 2 平和ビル 3 階  
電話 03-5645-5880  
info.jp@balluff.jp  
[www.balluff.com/ja-jp](http://www.balluff.com/ja-jp)